島田市社会福祉法人指導監査実施要綱

（目的）

第１条　指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第１項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

（監査の実施機関等）

第２条　指導監査は、健康福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）が実施する。

２　指導監査を行う職員（以下「指導監査職員」という。）は、地域福祉課の職員をもって充てる。ただし、必要に応じて、健康福祉部及びこども未来部の関係する課（以下「関係課」という。）の職員を加えることができる。

（監査方針及び主眼事項）

第３条　毎年度指導監査開始時までに、指導監査方針及び主眼事項を策定し、関係課に通知する。

（監査の種別）

第４条　指導監査は一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。

２　一般監査は、次条第１項に規定する指導監査実施計画に基づいて一定の周期で実施する。その実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」（平成29年４月27日雇児発0427第７号・社援発0427第１号・老発0427第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別紙。以下「指導監査ガイドライン」という。）に基づいて行う。

３　特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

（監査の実施計画）

第５条　指導監査実施計画は、毎年度指導監査開始時までに、地域福祉課で作成する。

２　一般監査は、次のとおり実施する。

(1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、３箇年に１回とする。

ア　法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題（別表１）が認められないこと。

イ　法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題（別表２）が特に認められないこと。

ウ　社会福祉協議会については、ア、イのほか別表３に定める運営に係る特に大きな問題が認められないこと。

(2) 第１号にかかわらず、第１号ア及びイ（社会福祉協議会については、ア、イ、ウ）に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告書等が次に掲げる場合

に該当する場合にあっては、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、次に掲げる周期まで延長することができる。

ア　法第36条第２項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第１項及び法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第２条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合　５箇年に１回

イ　会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合　５箇年に１回

ウ　公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年４月27日社援基発0427第１号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「会計監査及び専門家による支援等について」という。）に定めるものが提出された場合　４箇年に１回

(3) 第１号にかかわらず、第１号ア及びイ（社会福祉協議会については、ア、イ、ウ）に掲げる事項について問題が認められない法人のうち、第２号に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断される場合は、一般監査の実施の周期を４箇年に１回まで延長することができる。

ア　福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ　地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）

ウ　地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(4) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。

(5) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告

書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

（指導監査事項の省略等）

第６条　法第36条第２項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の３「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

２　専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断される場合には、「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の３「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

３　第１項の会計監査及び前項の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、「指導監査ガイドライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」に定めるものの内容を活用し、効率的に実施するものとする。

（監査の実施方法）

第７条　指導監査は、原則として、次の方法により行う。

(1) 監査日の２ヶ月前までに対象となる法人に対し、指導監査期日、指導監査職員の職氏名、監査の実施場所その他の監査に必要な事項について文書をもって通知し、監査日の１ヶ月前までに指導監査資料の提出を求める。

(2) 指導監査職員は、法人から提出された指導監査資料及び前回指導監査の指摘事項を十分に分析及び検討をし、あらかじめ、問題点の所在を把握しておく。

(3) 指導監査は、提出された指導監査資料及び証拠書類等により、当該法人の理事長、理事、監事その他職員（以下これらを「役職員」という。）から運営状況等について説明を求め、第９条に掲げる事項を監査する。

２　特別指導監査は、地域福祉課及び関係課で十分な協議を行い、その都度、個別に定めた方法により行う。

（監査の立会い）

第８条　指導監査は、当該法人の役職員の立会いの下に行い、必要に応じて法人が事業を行っている関係課の職員の立会いを求める。

（趣旨説明等）

第９条　指導監査職員は、実地監査に当たって、当該法人の役職員に対し、あらかじめ、その趣旨を説明する。

（指導監査事項）
第10条　法人の指導監査は、「指導監査ガイドライン」に基づき、次の事項について行う。
(1) 法人運営の状況
(2) 事業の状況
(3) 管理の状況
(4) 前回指導監査指示事項に対する是正改善状況
(5) その他必要と認められる事項
（監査の講評）
第11条　指導監査職員は、指導監査の終了後、当該法人等の役職員の出席を求め、指導監査の結果について講評及び指示を行う。
２　講評に当たって、当該指導監査職員のみで判断することが困難と認められる事項については、後日、当該事項を検討の上、別途必要な助言又は指導を行う。
（結果の復命等）
第12条　指導監査職員は、指導監査終了後速やかに、指導監査の結果について、指導監査調書及び指導票により、健康福祉部長に復命又は報告をする。
（指導監査の結果）
第13条　指導監査の結果に基づいて行う法人への指導は、以下のとおり実施する。
(1) 法令又は通知等の違反が認められる場合
ア　違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導すること（文書指摘）。
イ　違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること（口頭指摘）ができる。
(2) 法令又は通知等の違反が認められない場合
法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。
なお、第１号イ及び第２号の指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう、第１号アとは別の書面により交付する。
２　前項の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。
（改善状況の報告）
第14条　改善措置の具体的内容については、期限を付して報告を求める。
２　法人における改善状況の確認のため必要と認める場合には、実地において調査を行うことができる。
（改善計画の確認等）
第15条　前条に基づき法人から是正・改善計画の報告を受けた場合には、その内容を十分に審査し、適正と認められる場合には受理するとともに、法人に対し是正・改善計画の報告を受理した旨の文書を送付する。
２　前項に規定する審査の結果、是正・改善計画の履行が確認できない場合は、法人の事務所等において是正指導を行うとともに、期限を定めて是正・改善状況の報

告を受ける。
３　前項に規定する是正指導後においても、是正・改善計画の履行を特段の理由がなく怠っていると認められる場合は、第４条第３項の規定により特別指導監査を実施する。
（行政処分等）
第16条　第13条の指導を行った事項について改善が図られない場合は、法第56条第４項又は第58条第２項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずる。
２ 前項の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第56条第５項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずる。
３ 第１項の改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第６項又は第58条第３項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずる。
４ 前項の改善命令に従わないときは、法第56条第７項及び第８項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員の解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。
（結果の活用）
第17条　地域福祉課は、指導監査の結果について、関係課に情報提供するものする。
（監査結果の報告）
第18条　地域福祉課は、指導監査の結果について、所定の手続に従い、厚生労働省に報告する。
（監査結果の公表）
第19条　地域福祉課で集約した指導監査の結果及び法人からの改善報告については、別途定めるところにより、公表を行うものとする。
（関係課との連携）
第20条　指導監査の実施に当たっては、常に関係課との連携を密にし、円滑な実施に努める。
２　指導監査方針の策定、指導監査の実施及び指導監査結果の処理について、関係課と十分な連携を図る。
（研修）
第21条　指導監査職員に対する研修計画を定めて、定期的に研修を実施する。
（その他）
第22条　この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
この要綱は、平成25年度の指導監査から適用する。
附　則
この要綱は、平成27年度の指導監査から適用する。
附　則
この要綱は、平成29年度の指導監査から適用する。
附　則

この要綱は、令和２年７月17日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年度の指導監査から適用する。

別表１

国指導監査実施要綱	法人の特に大きな問題	
「法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。」（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年４月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同老健局長通知）　3-(1)-ｱ)	1　特定の個人（又は特殊な関係にある少数の者）の独断による法人運営	(1) 役員報酬が勤務実態に即して支給されていない。また、役員報酬規程が適切に定められていない。 (2) 役員が長期欠員となっている。 (3) 監事としての機能が働いていない。 (4) 開示用の決算書類等が整備されていない。 (5) 特定の個人が（又は特殊な関係にある少数の者）法人資産を独占している。また、所定の手続きを経ずに処分、貸与、又は担保に供している。 (6) 不要な資産の不適切な取得、所有がある。
	2　理事会、評議員会が形骸化しており、役員（評議員を含む）の選任、新規事業、資金借入、基本財産処分等の重要事項が未審議	理事会、評議員会が機能していない。
	3　資産又は会計管理上の不備（法人の事業と無関係な担保提供、理由がない高額な随意契約及びその契約先から高額な寄附、会計処理上の問題が多発）	(1) 競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていない。 (2) 資金が当該法人外へ流出している。 (3) 取引先からの多額の寄附がある。
	4　財政の悪化及び再建中の場合	(1) 長期借入金償還が不履行となっている。 (2) 継続した社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていない。（当期末支払資金残高に資金不足が生じ、かつ当期活動収支差額に不足が生じている。）
	5　新設法人	法人運営が適正に行われるまで指導を実施する。（新設から３年間）
	6　その他	(1) 指導監査に係る改善指導事項について、改善措置が講じられていない。 (2) 市に通報、苦情等が寄せられた法人（利用者の処遇関係を除く。）

別表２

国指導監査実施要綱	施設の大きな問題	
「法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められない。」（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年４月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同老健局長通知）3-(1)-ｲ)	１　施設最低基準の違反（職員の未充足、居室等の不適当な転用等）	(1)直接処遇職員等が配置基準を満たしていない。 (2)居室等が施設最低基準を満たしていない。 (3)耐震性能が劣る施設において、具体的な対策が確定していない。 (4)入所者への虐待が行われている。 (5)身体拘束が不適切に行われている。 (6)苦情処理体制が整っていない。
	２　施設・事業の会計管理が不適切（多額の過誤請求、理由がない高額な随意契約及びその契約先からの高額な寄附、会計処理上の問題が多発）	(1) 資金が法人外へ流出している。 (2) 施設整備、施設運営について、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていない。 (3) 現金、預金、有価証券の管理が不適切となっている。 (4) 取引先からの多額の寄附がある。 (5) 介護報酬等が不正に請求されている。 (6) 会計処理に不備が多発 (7) 内部けん制体制の不備
	３　その他	指導監査に係る改善指導事項について、改善措置が講じられていない。

別表３

社会福祉協議会の運営に係る特に大きな問題	
事業実施にあたって法及び関係通知に違反	(1) 事業活動が法及び通知に違反している。 (2) 社会福祉協議会の目的にふさわしくない事業を実施又は受託している。